

大和郡山市中小企業融資保証制度

(令和5年1月12日現在)

運転資金・設備資金・店舗改造資金の3種類があります。

申込から決定まで(信用保証協会での審査を含め)約1ヶ月かかります。

●融資の対象となる業種の範囲●

- 食料品工業
- 繊維製品工業
- 木材、木製品工業
- 家具、建具工業
- 紙工業
- 印刷製本業
- 化学工業
- 石油、石炭製品工業
- ゴム工業
- 皮革工業
- 窯業
- 機械工業
- 電気機器工業
- 車両工業
- 船舶工業
- 金属工業
- サービス業
- 建設業
- 卸売、小売業
- 運送、倉庫業
- その他

尚、飲食業のうち風俗営業、不動産業、遊興娯楽業を除く

※中小企業信用保険法第2条に定める者で、信用保険対象業種を営んでいること。

●取扱金融機関●

- 奈良信用金庫
 - 南都銀行
 - りそな銀行
 - 京都銀行
- 以上の市内各本店、支店出張所

●ご注意●

- ・ 融資保証(保証額等)の決定は、奈良県信用保証協会が行います。
- ・ 事実上の用途以外に融資を利用される恐れがある場合、融資申込を受けることができません。
- ・ 融資利率等が変更される場合があります。
- ・ すでに本制度による融資を受けている方は、融資残高が融資総額の50%以下の場合のみ、借換による既往債務の完済を前提として融資申込ができます。
- ・ すでに本制度の保証人になられている方は、他の方が本制度の申込みをする時の保証人に重ねてなることはできません。
- ・ 申込人及び保証人の方が相互にその保証人及び申込人になることはできません。

●融資の種類●

名称	運転資金	設備資金	店舗改造資金
融資限度額	700万円以内	700万円以内	1000万円以内
融資利率	短期(1年以内) 1.800% 長期(1年を超える) 1.800%		
融資期間	3年以内	4年以内	7年以内 (据置6カ月を含む)
償還方法	分割返済		
資格要件	○個人 (本市に引き続き1年以上、住所を有していること。)		
	○法人 (本市に引き続き1年以上、事業所を有していること。)		
	6カ月以上、同一事業を引き続き経営していること。	1年以上、同一事業を引き続き経営していること。	
	本制度にかかる融資債務がないこと(融資残高が50%以下の場合は借換可)。		
	市税を滞納していないこと。		
	中小企業信用保険法第2条に定める者で、信用保険対象業種を営んでいること。		
信用保証及び担保	奈良県信用保証協会の保証付きとします。		
	担保が必要な場合は、徴求します。		
	信用保証料は、全額市が負担。(条件変更による追徴金については本人負担)		
連帯保証人	○個人 原則として不要 ○法人 原則として法人代表のみ ※融資申請者が実質経営または営業許可名義人でない場合は、それぞれ実質経営または営業許可名義人が連帯保証人に必要である。		

● 申込に必要な書類 ●

名称	設備資金・運 転資金		店舗改造 資金		備考
	個人	法人	個人	法人	
融資申請書	○	○	○	○	
債務保証料補給申請書	○	○	○	○	
個人(法人)情報の提供等に 関する同意書	○	○	○	○	
信用保証委託申込書	○	○	○	○	
市税納税証明書 (過去3年間分)	○	○	○	○	申込人のすべての市税納 税証明書(市民税・固定資 産税・軽自動車税・法人市 民税)(直近3か月以内に 発行されたもの)
登記事項証明書 及び定款(写)	—	○	—	○	登記事項証明書は直近3 か月以内に発行されたも の
決算書	○	○	○	○	法人:直近の決算書(付属 明細書含む)3期分 個人事業主:直近の確定 申告書3年分
見積書	○	○	○	○	運転資金での申し込みの 場合、不要
計画図面	—	—	○	○	
許認可書(写)	○	○	○	○	許認可が必要な業種
住民票	○	—	○	—	申込人の住民票抄本(直 近3か月以内に発行され たもの)
印鑑証明書	○	○	○	○	申込人(個人・法人)及び 連帯保証人について、直 近3ヶ月のものが各1通必 要

※試算書の添付は不要となりました。ただし、信用保証委託申込書下部の売上記載欄
に売上の記載、もしくは、別添資料の添付が必要です。

